

## 福生市子ども・子育て審議会について

## 1 子ども・子育て支援新制度について

日本において社会的な課題となっている「少子化」「子育て家庭の孤立化」「待機児童」等に対応するため、国や地域をあげて、子どもや子育て家庭に必要な支援を行い、子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的に、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」(※) が成立し、この子ども・子育て関連 3 法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月より施行された。

子ども・子育て支援新制度では、「幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」及び「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指しており、実施主体が市町村とされている。

(※)「子ども・子育て支援法

「認定こども園の一部改正法」f

「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

## 2 福生市子ども・子育て審議会について

(1) 設置年月

平成 25 年 8 月

(2) 根拠法令

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項

(3) 目的

子ども・子育て支援新制度に関する事業計画の策定・進捗管理などについて、子どもの保護者や子ども・子育て支援の従事者等、幅広い意見を聴き、市の実情を踏まえた子ども・子育て施策を実施するため。

(4) 委員の構成

学識経験者、保育関係者、教育関係者、関係行政機関の職員、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者及び公募による市民

(5) 所掌事項

ア 特定教育・保育施設の利用定員に関すること

イ 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること

ウ 子ども・子育て支援事業計画に関すること

エ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること

オ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律に基づく施策に関すること

### 3 福生市子ども・子育て支援事業計画について

#### (1) 根拠法令

子ども・子育て支援法第 61 条

#### (2) 第 1 期計画

「福生市子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年度から令和元年度まで実施した。

#### (3) 第 2 期計画

「福生市子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）」の実施期間は令和 2 年度から令和 6 年度までであり、令和 4 年度は中間年に当たる。

この計画は、全ての子どもの健やかな「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、幼児教育・保育の場、学校、事業者、行政機関が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものである。

第 3 章及び第 4 章では、「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」を基本理念に掲げ、6 つの基本目標を定めており、目標に向けての様々な施策を展開している。

第 5 章では、子ども・子育て支援新制度に基づき、「教育・保育施設」や「地域の子育て支援」についての需要見込みや提供体制等を定めている。

### 4 今後の会議予定について

・ 令和 4 年度：3 回

（第 1 回：7 月 5 日開催、第 2 回：9 月 12 日開催、第 3 回：令和 5 年 3 月予定）

・ 令和 5 年度：4～5 回予定

・ 令和 6 年度：8～10 回予定

※令和 5 年度より「子ども・子育て支援事業計画（第 3 期）」策定に向けての審議を開始するため、令和 4 年度より多めの会議数を見込んでいる。